

川崎市消防局訓令第5号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月27日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令

川崎市消防立入検査証規程（平成14年消防局訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し「(有効期限)」を「(有効期間)」に改め、同条中「有効期間を」の次に「交付日から」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

立入検査証再交付申請書

年 月 日

消 防 長 様

所 属

職

氏 名

職員番号	
理 由	
摘 要	

## 附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。